



# 茨城県報

第 2873 号

平成29年2月27日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新（障害福祉課）…………… 1
- 知事指定薬物の指定（薬務課）…………… 2
- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）…………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（4件）（中小企業課）…………… 3
- 茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正（農業経営課）…………… 6
- 保安林の指定の解除（林業課）…………… 7
- 道路の区域の変更（2件）（道路維持課）…………… 7
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課）…………… 8
- 車両制限令の規定に基づく道路の指定及び車両の通行方法の指定（道路維持課）…………… 8
- 特定計量器定期検査を行う区域，期日及び場所（計量検定所）…………… 9

公 告

- 落札者等の公示（2件）（管財課）…………… 11

正 誤

- 平成29年2月16日付け茨城県報第2870号中…………… 12

## 告 示

### 茨城県告示第189号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき，次のとおり指定したので，同法第51条第1号の規定により告示する。

平成29年2月27日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0810100461	もちの木作業所	水戸市田島町133	社会福祉法人木犀会	笠間市鯉淵字十ノ割6266番185	平成29年4月1日	就労継続支援B型

**茨城県告示第190号**

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号）第10条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成29年2月27日

茨城県知事 橋 本 昌

**1 知事指定薬物の名称**

- (1) 2—（2—フルオロフェニル）—3—メチルモルフォリン及びその塩類
- (2) N—（1—アダマンチル）—1—〔（テトラヒドロ—2H—ピラン—4—イル）メチル〕—1H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
- (3) N—（2—アダマンチル）—1—〔（テトラヒドロ—2H—ピラン—4—イル）メチル〕—1H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類

**2 指定の理由**

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用を有し、かつ、人の身体に使用された場合に人の健康に被害が生ずると認められ、県の区域内において濫用されるおそれがあるため。

**茨城県告示第191号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年2月27日

茨城県知事 橋 本 昌

**1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**

- (1) 名称及び代表者氏名  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
代表取締役 若林 辰雄
- (2) 住所  
東京都千代田区丸の内一丁目4番5

**2 届出事項の概要**

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール水戸内原  
水戸市内原2丁目1番 外
- (2) 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 変更の年月日  
平成29年2月1日 外

(4) 変更の理由

小売業者の代表者変更及び入替のため

3 届出年月日

平成29年2月17日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第192号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成29年2月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ水海道栄町店

常総市水海道栄町2680番2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成28年11月14日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成28年11月2日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第193号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成29年2月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ水海道栄町店

常総市水海道栄町2680番2 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成 28 年 11 月 14 日

## イ 変更しようとする事項

(ア) 駐輪場の位置

(イ) 荷さばき施設の位置

## (3) 届出年月日

平成 28 年 11 月 2 日

## 2 市町村の意見

事 項	常総市からの意見の概要
ア 周辺地域の生活環境 悪化の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷さばき時間帯, 特に早朝および夜間における搬入搬出車両の騒音については, アイドリングストップなど最小限に留めてもらいたい。</li> <li>・騒音振動等に係る特定施設を設置する場合は, 関係先に届出をおこなってもらいたい。</li> <li>・当市と公害防止協定を締結してもらいたい。</li> </ul>

## 理 由

ア 以前にも周辺住民から騒音苦情があったため。

## 3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

## 茨城県告示第 194 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について, 同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し, その意見書は, 本日から 1 月間縦覧に供する。

平成 29 年 2 月 27 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンユーストアー日立東町店

日立市東町 4 丁目 47 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成 28 年 11 月 10 日

## イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時 30 分

(変更後) 午前 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後10時15分

(変更後) 午前 8 時30分～午後10時15分

(3) 届出年月日

平成28年11月 1 日

2 市町村の意見

事 項	日立市からの意見の概要
・ 不法投棄の抑制及び適正処理	・ 営業時間及び来客が駐車場を利用することができる時間が早まることを踏まえ、今以上に店舗区域（敷地）、特に駐車場区域を定期的に見回るなどし、不法投棄等を未然に防ぐよう努めること。  なお、不法投棄があった場合は、飛散を防止するうえでも適正且つ速やかに処理すること。

理 由
・ 不法投棄を抑制し、周辺地域の生活環境を良好に保つため。

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第195号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成29年 2 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウェルサイトひたちなか

ひたちなか市新光町30番の一部

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成28年11月21日

イ 変更しようとする事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 1,154台

(変更後) 1,039台

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分～午後 9 時30分（一部午前 8 時30分～午後 9 時30分）

(変更後) 午前 9 時30分～午後 9 時30分（一部午前 8 時30分～午後 9 時30分）

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 9箇所

(変更後) 8箇所

(3) 届出年月日

平成28年11月10日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第196号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和52年茨城県告示第405号)の一部を次のように改正する。

平成29年2月27日

茨城県知事 橋 本 昌

別表1中「0.65%」を「0.55%」に改める。

別表2中「0.30%」を「0.40%」に改める。

別記様式中

「受領方法

(1) 直接払

(2) 隔地払

(3) 口座振替払(下記のとおり)

振込先銀行名	銀行	店
口座名義		

を

(注) (1) 上記のいずれかに○印を付すること。

(2) 口座振替払を希望するとき、銀行名等を記入すること。

「受領方法(該当の□にレ印をしてください。)

直接払 (小切手 現金)

隔地払

口座振替払

振込先金融機関	銀行	店
預金種目	1 普通	2 当座
口座番号	3 その他 ( )	
口座名義 (カタカナ書き)		

に

改める。

付 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成29年2月20日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給に

については、なお従前の例による。

茨城県告示第197号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年2月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除する保安林の所在場所  
鹿嶋市大字荒井字後345番2, 346番8
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

茨城県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年2月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
		メートル	メートル	
東茨城郡茨城町長岡3083番2地先から 東茨城郡茨城町長岡3094番2地先まで	旧	最大 13.7 最小 7.2	158	
東茨城郡茨城町長岡3094番3地先から 東茨城郡茨城町長岡3094番2地先まで	新	最大 13.7 最小 9.2	17	旧道移管

茨城県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年2月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鴻野山豊岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
常総市大生郷新田町字金戸沖1171番5地 先から	旧 (A)	メートル 最大 6.5	メートル 66	迂回路設置
		最小 6.0		
常総市大生郷新田町字金戸沖1169番1地 先まで	(A)	最大 6.5	66	
		最小 6.0		
	(B)	最大 13.4	69	
		最小 6.0		

## 茨城県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成29年2月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 阿波山徳蔵線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡城里町大字孫根字戸ノ内463番8から  
東茨城郡城里町大字孫根字桐之内356番4まで
- 3 供用開始の期日 平成29年2月27日

## 茨城県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成29年2月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 354号
- 2 供用開始の区間 鉾田市汲上2778番3地先から  
鉾田市汲上2942番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月8日

## 茨城県告示第202号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

平成29年2月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定する道路の路線名及び区間  
次表のとおり



路 線 名	区 間
一般国道118号	水戸市袴塚三丁目2112番2から 水戸市中河内町2623番2地先まで

2 指定する期日

平成29年4月1日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。



茨城県告示第203号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成29年2月27日

茨城県計量検定所長 丹 衛

1 対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 検査を行う区域、期日及び場所

執行区域	器物提出の日時		器物提出の場所
桜川市	平成29年4月24日から 平成29年4月27日まで	(10時30分から) (15時00分まで)	桜川市臨時計量検査所
笠間市	平成29年5月19日	(10時30分から) (15時00分まで)	笠間市臨時計量検査所
	平成29年5月22日から 平成29年5月26日まで	(10時30分から) (15時00分まで)	
	平成29年5月29日	(10時30分から) (15時00分まで)	
ひたちなか市	平成29年6月13日から 平成29年6月16日まで	(10時30分から) (15時00分まで)	ひたちなか市臨時計量検査所
	平成29年6月19日から 平成29年6月22日まで	(10時30分から) (15時00分まで)	
東海村	平成29年6月26日から 平成29年6月27日まで	(10時30分から) (15時00分まで)	東海村臨時計量検査所
那珂市	平成29年7月18日から 平成29年7月21日まで	(10時30分から) (15時00分まで)	那珂市臨時計量検査所

執行区域	器物提出の日時		器物提出の場所
常陸大宮市	平成29年7月24日から 平成29年7月28日まで	(10時30分から 15時00分まで)	常陸大宮市臨時計量検査所
小美玉市	平成29年8月23日から 平成29年8月25日まで	(10時30分から 15時00分まで)	小美玉市臨時計量検査所
筑西市	平成29年9月11日から 平成29年9月15日まで	(10時30分から 15時00分まで)	筑西市臨時計量検査所
	平成29年9月19日から 平成29年9月22日まで	(10時30分から 15時00分まで)	
牛久市	平成29年9月25日から 平成29年9月26日まで	(10時30分から 15時00分まで)	牛久市臨時計量検査所
つくばみらい市	平成29年10月16日から 平成29年10月17日まで	(10時30分から 15時00分まで)	つくばみらい市臨時計量検査所
守谷市	平成29年10月18日から 平成29年10月19日まで	(10時30分から 15時00分まで)	守谷市臨時計量検査所
取手市	平成29年10月23日から 平成29年10月26日まで	(10時30分から 15時00分まで)	取手市臨時計量検査所
	平成29年11月6日から 平成29年11月10日まで	(10時30分から 15時00分まで)	
古河市	平成29年11月13日	(10時30分から 15時00分まで)	古河市臨時計量検査所
	平成29年11月14日から 平成29年11月17日まで	(10時30分から 15時00分まで)	
下妻市	平成29年11月20日から 平成29年11月21日まで	(10時30分から 15時00分まで)	結城市臨時計量検査所
結城市	平成29年11月24日	(10時30分から 15時00分まで)	
	平成29年11月27日	(10時30分から 15時00分まで)	
利根町	平成29年12月1日	(10時30分から 15時00分まで)	利根町臨時計量検査所
かすみがうら市	平成29年12月4日から 平成29年12月7日まで	(10時30分から 15時00分まで)	かすみがうら市臨時計量検査所
潮来市	平成29年12月8日	(10時30分から 15時00分まで)	潮来市臨時計量検査所
	平成29年12月11日から 平成29年12月12日まで	(10時30分から 15時00分まで)	
行方市	平成30年1月25日から 平成30年1月26日まで	(10時30分から 15時00分まで)	行方市臨時計量検査所
	平成30年1月29日から 平成30年1月30日まで	(10時30分から 15時00分まで)	
上記市町村及び ひょう量250kg を超えるはかり を使用する高萩 市、北茨城市、 鹿嶋市、稲敷 市、美浦村、阿 見町、河内町	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで (ただし、土、日、祝日を除く)	(10時30分から 15時00分まで)	特定計量器検定検査規則第39条 に規定する特定計量器の所在の 場所及び茨城県指定定期検査機 関一般社団法人茨城県計量協会

## 3 検査を実施する指定定期検査機関の名称

一般社団法人 茨城県計量協会



## 公 告

### ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成29年2月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
茨城県庁舎及びその敷地内で使用する電気 約14,335,000キロワット時の供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県総務部管財課 茨城県水戸市笠原町978番6
- 3 落札者または随意契約の相手方を決定した日  
平成29年2月3日
- 4 落札者または随意契約の相手方の氏名及び住所  
東京電力エナジーパートナー株式会社 代表取締役 小早川 智明  
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額または随意契約にかかる契約金額  
212,304,643円 (消費税及び地方消費税抜き額)
- 6 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日  
平成28年12月12日

### ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成29年2月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
茨城県三の丸庁舎及び各合同庁舎 計13施設で使用する電気 約4,961,900キロワット時の供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県総務部管財課 茨城県水戸市笠原町978番6
- 3 落札者または随意契約の相手方を決定した日  
平成29年2月3日
- 4 落札者または随意契約の相手方の氏名及び住所  
東京電力エナジーパートナー株式会社 代表取締役 小早川 智明  
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額または随意契約にかかる契約金額  
85,841,138円 (消費税及び地方消費税抜き額)

## 6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

## 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日

平成28年12月12日

---

---

**正 誤**

---

---

平成29年 2 月16日付け茨城県報第2870号中、次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
9	上から28	平成29年 1 月23日	平成29年 1 月19日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 1 5 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)